

## 書籍『社会人なら知っておきたい コンプライアンスの落とし穴』追加情報および訂正について

本書籍に関して、法改正により記載に変更が生じた箇所および誤記の訂正がございます。お詫びとあわせ、下記のとおりお知らせいたします。

## ◆（刑法改正に伴う用語変更）

刑法改正により「懲役」は「拘禁刑」という用語に変更されており、「懲役」を「拘禁刑」と読み替えてください。

（該当頁……P52、P56、P66、P68、P94、P95、P102、P103、P137、P140、P163、P183、P195、P197、P202、P209、P223、P236）

## ◆P97（事務所衛生基準規則の改正）

事務所衛生基準規則改正により、10条の表が、下記のように変更されています。

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300ルクス以上
付随的な事務作業	150ルクス以上

## ◆P105（自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限の改正）

選択肢②の解説部分、「6歳未満の幼児」の記載につき「小学校就学の始期に達するまでの者」に改正されています。

## ◆P124（クーリングオフの意思表示の方法）

4～5行目、「……書面によって行う必要があります」の記載につき、法改正によりメール等でも可能となっています。

## ◆P9（目次）・P37・P148～P159（下請法の名称変更および用語変更）

下請法改正により法律名のほか用語に変更がありましたので、下記のとおり読み替えてください。

変更前	変更後
下請法（下請代金支払遅延等防止法）	取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

◆ P 152 (下請法改正に伴う委託事業者の禁止行為の変更)

法改正により、P 152 (「親事業者 (委託事業者) の禁止行為」)、の表記載中、「一部割引困難な手形の交付」がなくなり、下記の行為が追加されています。

協議に応じない一方的な代 金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じな かったり、必要な説明を行わなかったりして、一方的に代金を決定する行為
---------------------	--

◆ 誤記の訂正

P 111・11 行目 「●頁」 → 「78 頁」

P 155・4 行目 「●頁」 → 「152 頁」

以 上